

火薬類取締法実務マニュアル

福島県危機管理部危機管理総室消防保安課

目 次

I 製造

1	製造の許可	1
2	製造施設等の変更の許可	2
3	製造施設等の軽微な変更の届出	3
4	許可の取消	4
5	製造施設等基準適合命令	6
6	完成検査	6
7	営業の廃止	8
8	報告	8

II 販売

1	販売営業の許可	9
2	許可の取消	1 1
3	営業の廃止	1 2
4	報告	1 2

III 貯蔵

1	火薬庫設置等の許可又は変更許可	1 3
2	火薬庫に係る軽微な変更の届出	1 4
3	火薬庫共同使用許可	1 5
4	危険の虞のない場合の特則	1 6
5	火薬庫工事延期届	1 7
6	火薬庫の承継	1 8
7	火薬庫技術基準適合命令	1 8
8	完成検査	1 9
9	火薬庫用途廃止	2 0
10	安全な場所の指示（庫外貯蔵の指示）	2 1
11	火薬庫外貯蔵の変更	2 2
12	報告	2 2

IV 譲渡

1	譲渡許可	2 3
2	譲渡許可の取消	2 4
3	譲渡許可証の書換	2 5
4	譲渡許可証の再交付	2 5

V 譲受	
1 譲受許可	2 6
2 譲受許可の取消	2 7
3 譲受許可証の書換	2 8
4 譲受許可証の再交付	2 8
VI 輸入	
1 輸入許可	2 9
2 輸入火薬類等の変更届	3 0
3 火薬類の輸入届	3 0
VII 消費	
1 消費許可	3 1
2 消費許可の内容等変更の届	3 3
3 消費許可の取消	3 3
4 報告	3 3
VIII 廃棄	
1 廃棄の許可	3 4
2 廃棄許可の内容等変更の届	3 5
IX 保安	
1 危害予防規程の認可（変更認可）	3 5
2 軽微な変更に伴う危害予防規程の変更届出	3 6
3 危害予防規程の変更命令	3 7
4 保安教育計画の認可（変更認可）	3 7
5 保安教育を定めるべき者の指定	3 8
6 保安教育計画を定めるべき者の指定取消	3 8
7 保安責任者等の選任又は解任	3 8
8 保安責任者等の免状返納の命令	4 0
9 保安責任者等の解任の命令	4 0
10 保安責任者免状の交付	4 0
11 保安責任者免状の再交付	4 1
12 保安責任者免状の書換	4 1
13 保安検査	4 2
14 定期自主検査計画（変更）届	4 3
15 定期自主検査終了報告書	4 4
16 緊急措置	4 4
17 事故届	4 5
18 事故報告	4 5

19	公安委員会の意見聴取	4 6
20	公安委員会の措置要請	4 6
21	危険時の措置	4 7
22	火薬類安定度試験結果の報告	4 8
23	火薬類安定度試験実施命令	4 9
24	譲受消費許可申請の特則	4 9
25	定例報告	5 0
26	収去証	5 0

X 指定完成機関及び指定保安検査機関

1	指定完成検査機関の指定	5 1
2	指定完成検査機関に係る指定の更新	5 3
3	指定完成検査機関に係る変更の届出	5 3
4	指定完成検査機関に係る業務規程の認可申請	5 4
5	指定完成検査機関に係る業務規程の変更認可申請	5 5
6	指定完成検査機関に係る業務の休廃止の届出	5 5
7	指定保安検査機関の指定	5 6
8	指定保安検査機関に係る指定の更新	5 8
9	指定保安検査機関に係る変更の届出	5 8
10	指定保安検査機関に係る業務規程の認可申請	5 9
11	指定完成検査機関に係る業務規程の変更認可申請	6 0
12	指定保安検査機関に係る業務の休廃止の届出	6 0

火薬類取締法実務マニュアル

平成19年 3月30日 18県安第3327号
改正 平成20年 3月25日 19県安第5637号
改正 平成23年 1月 6日 22県安第2692号

<凡例>

法：火薬類取締法
令：火薬類取締法施行令
規則：火薬類取締法施行規則
細則：福島県火薬類取締法施行細則
要綱：福島県火薬類取締法事務処理要綱

I 製 造

1 製造の許可（法第3条、法第56条の2、令第16条 煙火等の製造許可は都道府県知事の許可）

煙火等の製造の業を営もうとする者が、法第3条に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 申請単位 「製造所ごと」に行うこと。
- (2) 提出時期 原則として工事に着工しようとする日の27日前までに行うこと。
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (5) 提出部数 正本1部
- (6) 申請にあたっての留意事項
 - ① 申請の際には、事前協議を行うこと。
 - ② 申請内容が法に定める基準に適合していること、特に有資格者が確保されているか等を事前に確認のうえ申請すること。

(7) 提出書類

火薬類製造営業許可申請書（規則第2条：様式第1）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	事業計画書（規則第2条第1項、第2項）	・相続、遺贈、営業の譲渡の場合省略可 ・製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法並びに製造所附近の見取図を記載する。

2	危害予防計画書（規則第2条第1項、第3項）	・相続、遺贈、営業の譲渡の場合省略可 ・規則第6条第1項に規定する災害の発生の防止に関する必要事項の概要を記載する。
3	保安教育計画予定書（法第29条第1項、規則第67条の2、第67条の3、第67条の4）	相続、遺贈、営業の譲渡の場合省略可
4	定款の写（規則第2条第1項）	会社の場合のみ
5	土地所有権者の承諾書又は土地賃借契約書の写等（要綱2(1)）	第三者所有の土地の場合
6	製造保安責任者、同代理者及び製造副保安責任者に関する書類（要綱2(2)）	
	(1) 選任計画書	
	(2) 製造保安責任者免状の写	
	(3) 経歴書	
	(4) 雇用関係を証する書類	
7	相続、遺贈、営業の譲渡の場合は承継を証する書類（要綱2(3)）	

(8) その他

- ① 許可基準は、法第7条、規則第4条、第5条によること。
- ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
- ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 消防保安課への報告
 - c 火薬類（煙火）製造業者台帳の整備（要綱35(1)：第15号様式）

2 製造施設等の変更の許可（法第10条第1項、第56条の2、令第16条）

製造事業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする際、法第10条第1項に基づいて知事に変更許可の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 申請単位 「製造所ごと」に行うこと。
- (2) 提出時期 原則として工事に着工しようとする日の20日前までに行うこと。

- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 申請にあたっての留意事項
- ① 申請の内容（施設の規模、火薬類の種類等）によっては、事前協議を行うこと。
 - ② 申請内容が法に定める基準に適合していること等を事前に確認のうえ申請すること。
- (6) 提出書類
- 火薬類製造施設等変更許可申請書（規則第7条：様式第4）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	当該変更の概要を記載した書面（規則第7条）	図面も作成する。
2	必要に応じて土地所有権者の承諾書又は土地賃借契約書の写（要綱3）	第三者所有の土地の場合
3	必要に応じて製造保安責任者、同代理者及び製造副保安責任者に関する書類（要綱3）	
	(1) 選任計画書	
	(2) 製造保安責任者免状の写	
	(3) 経歴書	
	(4) 雇用関係を証する書類	

- (7) その他
- ① 許可基準は、法第7条、規則第4条、第5条によること。
 - ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 消防保安課への報告
 - c 火薬類（煙火）製造業者台帳の整備（要綱35(1)：第15号様式）

3 製造施設等の軽微な変更の届出（法第10条第2項、第56条の2、令第16条）

製造事業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備について、「軽微な変更の工事」に該当する工事をした際、法第10条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは次のとおりです。

- (1) 届出単位 「製造所ごと」に行うこと。
- (2) 提出時期 工事完成後遅滞なく行うこと。
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 申請にあたっての留意事項 軽微な変更工事に該当するかを事前に確認のうえ提出すること。
- (6) 提出書類
火薬類製造施設軽微変更届（規則第8条第2項：様式第5）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	当該変更の概要を記載した書面（規則第8条第2項）	図面も作成する。

- (7) その他
 - ① 届出の技術基準は、法第7条、規則第4条、第5条によること。
 - ② 届出後の事務
 - a 消防保安課への報告
 - b 火薬類（煙火）製造業者台帳の整備（要綱35(1)：第15号様式）
- (8) 軽微な変更工事（規則第8条第1項）
 - ① 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事
 - ・暖房装置
 - ・照明設備
 - ・静電気除去設備
 - ・窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材
 - ・排気装置
 - ② 土提の堤面又は簡易土提の頂部の取替えの工事
 - ③ 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
 - ④ 製造施設又は設備の撤去の工事

4 許可の取消（法第8条、第44条、令第16条）

許可の取消事由が発生したら、内容を検討した後、法第54条の規定による聴聞を行い、関係者の意見を十分聞いた上で取消するかどうかを決定します。

- (1) 取消事由
 - ① 製造業者が許可を受けたにもかかわらず、正当な理由がないのに、1年以内に当該事業を開始しない場合、又は事業を開始したのちに1年以上その事業を休止した場合には、許可を取り消すことができる。（法第8条）
「正当な理由」：許可を受ける時点において考えられていたことが、経済変動、社

会変動等により、客観的に許可を受けた後に実施することが困難になった場合（例：製造営業の許可を受けた後、資材資金等の関係で工場の建設がやむをえず1年以上も遅延したというような場合）

- ② 製造業者が、次に該当するときは、許可を取り消すことができる。（法第44条）
- a 製造施設若しくは製造方法、貯蔵、火薬庫又は廃棄についての技術上の基準に違反して、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。
 - b 火薬類を火薬庫に貯蔵しないとき。
 - c もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しないとき。
 - d 行商または屋外販売をしたとき。
 - e 都道府県公安委員会に無届けで火薬類を運搬したとき。
 - f 年少者等に火薬類を取り扱わせたとき。
 - g 保安教育計画を忠実に実行しないとき。
 - h 保安責任者に保安上の職務を行わせないとき。
 - i 定期自主検査を行わないとき。
 - j 火薬類を混包して運搬、所持したとき。
 - k 許可を受けてしなければならない行為を無許可で行った場合。
 - ・ 製造施設等を変更したとき。
 - ・ 火薬庫を設置、移転、変更したとき。
 - ・ 輸入したとき。
 - ・ 廃棄したとき。
 - l 法第15条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。
 - m 法第36条第1項の規定による安定度試験を実施しなかったとき。
 - n 製造施設、製造方法、貯蔵方法、火薬庫の構造、危害予防規程につき技術上の基準に適合することを要求する改善命令、保安責任者等の解任命令若しくは安定度試験実施命令又は緊急措置による禁止制限に違反したとき。
 - o 許可を受けて事業を開始した後において、その業務を行う者のうちに法第6条の欠格事由に該当する者が出たとき。
 - p 法第48条第1項の規定による製造、販売、火薬庫の設置、譲渡、譲受、輸入、消費、廃棄の許可について行政庁が付した条件について違反があった場合。

(2) その他

- ① 取消通知書は、「福島県指令」の形式によること。
- ② 取消後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 消防保安課への報告
 - c 火薬類（煙火）製造業者台帳の整備（要綱35(1)：第15号様式）

5 製造施設等基準適合命令（法第9条第3項、第56条の2、令第16条）

製造業者の製造施設又は製造方法が、法第7条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように製造施設を修理し、改造

し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずることができます。

「修理」：不完全になった部分を完全な状態に復旧すること。

「改造」：基準に適合しない部分を適合するように新たに変更を加えること。

「移転」：同一の施設について場所のみを変更すること。

(1) 命令事由

① 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準（規則第4条）に適合していないと認めるとき

② 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準（規則第5条）に適合していないと認めるとき

(2) その他

① 命令書は、「福島県指令」の形式によること。

② 命令後の事務

a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）

b 消防保安課への報告

c 火薬類（煙火）製造業者台帳の整備（要綱35(1)：第15号様式）

6 完成検査（法第15条、令第16条）

煙火等の製造の許可を受けた者が、火薬類の製造施設の設置又は火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事をした際、法第15条に基づいて知事に完成検査の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

◎県が実施する場合（法第15条第4項、規則第41条、第44条第1項）

(1) 申請単位 「製造所ごと」に行うこと。

(2) 提出時期 完成検査希望の日の5日前までに行うこと。

(3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局

(4) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。

(5) 提出部数 正本1部

(6) 申請にあたっての留意事項 申請内容が法に定める基準に適合していること等を事前に確認のうえ申請すること。

(7) 提出書類 完成検査申請書（規則第41条第1項：様式第14）

(8) その他

① 検査方法は、法第15条第4項、規則第44条第1項（別表第1）によること。

② 検査合格後は、「完成検査証」（規則第41条第2項：様式第15）を交付すること。

③ 検査後の事務

a 消防保安課への報告

b 火薬類（煙火）製造業者台帳の整備（要35(1)：第15号様式）

◎ 指定完成検査機関が実施した場合（法第15条第2項第1号、規則第42条第2項）

県が行う完成検査の代わりに、経済産業大臣が指定する「指定完成検査機関」が行う完成検査を受け、法定の技術基準に適合していると認められ、その旨を県に届け出た場合は、県の完成検査を受ける必要はありません。

- (1) 届出単位 「製造所ごと」に行うこと。
- (2) 届出時期 検査を実施した日から21日以内に行うこと。(要綱36)
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類 指定完成検査機関完成検査受検届(規則第42条第2項:様式第16)
- (6) その他
 - ① 指定完成機関は、完成検査を行ったときは、検査を実施した日から21日以内にならばその結果を県に報告しなければなりません。(法第15条第3項、要綱37)
<提出書類>
 - a 完成検査結果報告書(規則第43条:様式第17)
 - b 完成検査の記録(規則第43条)
 - ② 検査後の事務
 - a 消防保安課への報告
 - b 火薬類(煙火)製造業者台帳の整備(要綱35(1):第15号様式)

◎ 認定完成検査実施者の場合(法第15条第2項第2号、規則第44条の14第1項)

県が行う完成検査の代わりに、「認定完成検査実施者」(自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者)が、法第45条の3の10第1項の規定により検査の記録を県に届け出た場合は、県の完成検査を受ける必要はありません。

- (1) 届出単位 「製造所ごと」に行うこと
- (2) 届出時期 検査を実施した日から21日以内に行うこと。(要綱38)
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類
 - ① 完成検査記録届(規則第44条の14第1項:様式第25)
 - ② 検査をした変更工事の内容(規則第44条の14第1項)
 - ③ 検査の方法、記録及びその結果(規則第44条の14第1項)
- (6) その他
 - ① 検査後の事務
 - a 消防保安課への報告
 - b 火薬類(煙火)製造業者台帳の整備(要綱35(1):第15号様式)

7 営業の廃止(法第16条第1項)

製造業者が、その営業の全部又は一部を廃止したとき、法第16条第1項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- (1) 届出単位 「製造所ごと」に行うこと。

- (2) 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類 火薬類製造（販売）営業廃止届（細則第21条：第28号様式）
- (6) その他
 - ① 届出後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 消防保安課への報告
 - c 火薬類（煙火）製造業台帳の整備（要綱35(1)：第15号様式）

8 報告（法第42条）

製造業者が、法令等に基づき知事に行う報告は、下記のとおりです。

◎ 随時の報告（法第42条、令第16条）

県知事は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、事業、火薬類の貯蔵、消費に関し、報告をさせることができる。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

◎ 火薬類製造報告書（規則第81条の14第1号、細則第9条：第12号様式）

製造業者は、毎年度終了後30日以内に、毎日製造した火薬類の種類ごとの数量を毎年度集計した報告書（第12号様式）を所在地を管轄する地方振興局に提出しなければならない。

◎ 火薬類製造営業許可申請書等記載事項変更報告書（規則第81条の14第2号、細則第9条の2：第13号様式）

製造業者は、火薬類製造営業許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）、及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の写しについて変更があったときは、変更があった旨を記載した報告書（第13号様式）を所在地を管轄する地方振興局に遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

II 販 売

1 販売営業の許可（法第5条）

火薬類の販売の業を営もうとする者が、法第5条に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「火薬類の販売」：①対価を受けることを条件として火薬類を譲り渡すこと。

②原則として許可を受けなければ行ってはならないが、製造業者が自己の製造した火薬類をその製造所内で販売することは、製造業者に対する監督が行き届くと考えられるので、許可を要しない。

③製造の場合のように一定の火薬類に限って一定数量以下は許可を受けることなく販売できる旨の規定はないので、②の場合を除いては、すべて許可を受けなければならない。

④変更許可の制度がないので、販売する火薬類の種類を変更しようとするときは改めて許可を取る必要がある。

「販売所」：通常その場所において取引（契約）が成立する所をいう。

- (1) 申請単位 「販売所ごと」に行うこと。
- (2) 提出時期 原則として営業を開始しようとする日の25日前までに行うこと。
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (5) 提出部数 正本1部
- (6) 申請にあたっての留意事項
 - ① 申請の際には、事前協議を行うこと。
 - ② 申請内容が法に定める基準に適合していること、特に有資格者が確保されているか等を事前に確認のうえ申請すること。
- (7) 提出書類
火薬類販売営業許可申請書（規則第10条第1項：様式第6）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	事業計画書（規則第10条第1項、第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・相続、遺贈、営業の譲渡の場合省略可 ・火薬庫の位置、種類、棟数、附近の状況、保安距離、構造設備、貯蔵すべき火薬類の種類及び最大貯蔵量を記載する。 ・同一都道府県知事に販売営業の許可と火薬庫設置の許可とを同時に申請する場合には、火薬庫設置の許可申請書に明細を記載することとなるので大要を記入すればよい。 ・競技用紙雷管のみを販売する場合で、規則第15条の規定に基づき定められた庫外貯蔵量以下で販売業を行う場合には、貯蔵庫（保管庫）の位置、種類、附近の状況、構造設備、貯蔵すべき火薬類の種類、最大貯蔵量及び火薬庫外貯蔵場所のみで販売業が行える理由を記載する。

2	保安教育計画予定書（法第29条第1項）	相続、遺贈、営業の譲渡の場合省略可
3	定款の写（規則第10条第1項）	会社の場合のみ
4	販売所の位置、構造及び設備を示す書類（要綱4(1)）	
5	取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者に関する書類（要綱4(2)）	競技用紙雷管のみを販売する場合で、規則第15条の規定に基づき定められた庫外貯蔵量以下で販売業を行う場合には、提出を要しない。
	(1) 選任計画書	
	(2) 取扱保安責任者免状の写	
	(3) 経歴書	
	(4) 雇用関係を証する書類	保安手帳により雇用関係及び責任者の選解任の状況が確認できる場合は、この書類に代えることができる。
	(5) 取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類	保安手帳制度における講習会を終了していることが確認できればこの証明に代えることができる。
6	相続、遺贈又は営業の譲渡の場合は、承継を証する書類（要綱4(3)）	

(8) その他

- ① 許可基準は、法第7条によること。
- ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
- ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 消防保安課への報告
 - c 火薬類販売事業者台帳の整備（要綱35(2)：第16号様式）

2 許可の取消（法第8条、第44条、令第16条）

許可の取消事由が発生したら、内容を検討した後、法第54条の規定による聴聞を行い、

関係者の意見を十分聞いた上で取消するかどうかを決定します。

(1) 取消事由

- ① 販売業者が許可を受けたにもかかわらず、正当な理由がないのに、1年以内に当該事業を開始しない場合、又は事業を開始したのちに1年以上その事業を休止した場合には、許可を取り消すことができる。(法第8条)

「正当な理由」：許可を受ける時点において考えられていたことが、経済変動、社会変動等により、客観的に許可を受けた後に実施することが困難になった場合（例：製造営業の許可を受けた後、資材資金等の関係で工場の建設がやむをえず1年以上も遅延したというような場合）

- ② 販売業者が、次に該当するときは、許可を取り消すことができる。(法第44条)
- a 製造施設若しくは製造方法、貯蔵、火薬庫または廃棄についての技術上の基準に違反して、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。
 - b 火薬類を火薬庫に貯蔵しないとき。
 - c もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しないとき。
 - d 行商又は屋外販売をしたとき。
 - e 都道府県公安委員会に無届けで火薬類を運搬したとき。
 - f 年少者等に火薬類を取り扱わせたとき。
 - g 保安教育計画を忠実に実行しないとき。
 - h 保安責任者に保安上の職務を行わせないとき。
 - i 定期自主検査を行わないとき。
 - j 火薬類を混包して運搬、所持したとき。
 - k 許可を受けてしなければならない行為を無許可で行った場合。
 - ・ 製造施設等を変更したとき。
 - ・ 火薬庫を設置、移転、変更したとき。
 - ・ 輸入したとき。
 - ・ 廃棄したとき。
 - l 法第15条の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。
 - m 法第36条第1項の規定による安定度試験を実施しなかったとき。
 - n 製造施設、製造方法、貯蔵方法、火薬庫の構造、危害予防規程につき技術上の基準に適合することを要求する改善命令、保安責任者等の解任命令若しくは安定度試験実施命令又は緊急措置による禁止制限に違反したとき。
 - o 許可を受けて事業を開始した後において、その業務を行う者のうちに法第6条の欠格事由に該当する者が出たとき。
 - p 法第48条第1項の規定による製造、販売、火薬庫の設置、譲渡、譲受、輸入、消費、廃棄の許可について行政庁が付した条件について違反があった場合。

(2) その他

- ① 取消通知書は、「福島県指令」の形式によること。
- ② 取消後の事務

- a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
- b 消防保安課への報告
- c 火薬類販売事業者台帳の整備（要綱35(2)：第16号様式）

3 営業の廃止（法第16条第1項）

販売業者が、その営業の全部又は一部を廃止したとき、法第16条第1項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- (1) 届出単位 「販売所ごと」に行うこと。
- (2) 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類 火薬類製造（販売）営業廃止届（細則第21条：第28号様式）
- (6) その他

① 許可後の事務

- a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
- b 消防保安課への報告
- c 火薬類販売事業者台帳の整備（要綱35(2)：第16号様式）

4 報告（法第42条、規則第81条の14）

販売業者が、法令等に基づき知事に行う報告は、下記のとおりです。

◎ 随時の報告（法第42条、令第16条）

県知事は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、事業、火薬類の貯蔵、消費に関し、報告をさせることができる。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

◎ 火薬類取引数量報告書（規則第81条の14第4号、細則第10条：第14号様式）

販売業者は、毎年度終了後30日以内に、規則第11条第1項の記載事項（取引した火薬類の種類及び数量を集計したもの等）を毎年度集計した報告書（競技用紙雷管又は法第17条第1項ただし書きの規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加可塑性爆薬に係るものを除く。第14号様式）を所在地を管轄する地方振興局に提出しなければならない。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

◎ 火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書（規則第81条の14第5号、細則第10条の2：第15号様式）

販売業者は、火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く

。)、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があったときは、変更があった旨を記載した報告書（第15号様式）を所在地を管轄する地方振興局に遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

Ⅲ 貯 蔵

1 火薬庫設置等の許可又は変更許可（法第12条第1項）

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者が、法第12条第1項に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「設置」：新設をいう。

「移転」：既存の火薬庫の単なる場所の変更をいう。

「構造」：鉄筋コンクリート造りとか石造りとかの構造をいう。

「設備」：避雷装置、土堤等をいう。

「火薬庫」：一棟の単一体をいうのか、一群の火薬庫がある場合はこれらすべてを含めたものをいうのかは、社会通念に従って決定すべきであり、一体的な関係にある数棟のものはこれを一括して火薬庫として差し支えないが、数群が点在していて、各群の間は相当へだたっており、施設の面などで共通的なものがほとんどないといった場合は、消極的に解する。

- (1) 提出時期 原則として工事に着工しようとする日の20日前までに行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 申請にあたっての留意事項
 - ① 申請の際には、事前協議を行うこと。
 - ② 申請内容が法に定める基準に適合していること等を事前に確認のうえ申請すること。
- (6) 提出書類

火薬庫設置等許可申請書（規則第13条第1項：様式第7）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	火薬庫工事設計明細書（規則第13条第1項、第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載する。 ・移転又は変更の場合は、その理由を記載し、旧火薬庫の所在地、種類、棟数、貯蔵火薬類及びその

		最大貯蔵量を記載するとともに、新火薬庫についても旧火薬庫と相違する部分について記載する。
2	土地所有権者の承諾書又は土地賃貸契約書の写（要綱5(1)）	第三者所有の土地の場合
3	取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者に関する書類（要綱5(2)）	
	(1) 選任計画書	
	(2) 取扱保安責任者免状の写	
	(3) 経歴書	
	(4) 雇用関係を証する書類	保安手帳により雇用関係及び責任者の選解任の状況が確認できる場合は、この書類に代えることができる。
	(5) 取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類	保安手帳制度における講習会を終了していることが確認できればこの証明に代えることができる。

(7) そ の 他

- ① 許可基準は、法第11条第2項、第12条第3項、規則第18条～第32条によること。
- ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
- ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 消防保安課への報告
 - c 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

2 火薬庫に係る軽微な変更の届出（法第12条第2項、規則第14条）

火薬庫の所有者又は占有者が、火薬庫の位置、構造又は設備について、「軽微な変更の工事」に該当する工事をした際、法第12条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは次のとおりです。

- (1) 提出時期 工事完成後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 申請にあたっての留意事項 軽微な変更工事に該当するかを事前に確認のうえ提出

すること。

(5) 提出書類

火薬庫軽微変更届（規則第14条第2項：様式第5）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	当該変更の概要を記載した書面（規則第14条第2項）	図面も作成する。

(6) そ の 他

① 届出の技術基準は、法第11条第2項、第12条第3項、規則第18条～第32条によること。

② 届出後の事務

a 消防保安課への報告

b 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

(7) 軽微な変更工事（規則第14条第1項）

① 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

② 火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

③ 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

3 火薬庫共同使用許可（法第13条ただし書き）

土地の事情等のためやむを得ない場合において火薬庫を共同使用しようとする者が、法第13条ただし書きに基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「土地の事情等のためやむを得ない場合」：

- ・火薬類の販売業者が火薬庫を共有している場合
- ・販売業者が輸入した火薬類又は製造業者が製造した火薬類を、販売業者の指示により当該販売業者が取り扱うことなく直接その販売業者の納入先の火薬庫へ納入する場合であって、特定の火薬類を特定の納入先へ販売するとき。
- ・競技用紙雷管、建設用びょう打銃用空包又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する業者であって、規則第15条の規定に基づき定められた庫外貯蔵量以下で販売業を行う場合（この場合、瑕疵等により返品された火薬類を貯蔵する余裕があること。）。

(1) 提 出 先 所在地を管轄する地方振興局

(2) 提 出 部 数 正本1部

(3) 提出書類

火薬庫共同使用許可申請書（細則第23条：第31号様式）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	事業計画書（要綱7(1)）	
2	火薬庫共同使用契約書の写及び火薬庫の占有部分を示す図面（要綱7(2)）	
3	取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者に関する書類（要綱7(3)）	
	(1) 選任計画書	
	(2) 取扱保安責任者免状の写	
	(3) 経歴書	
	(4) 雇用関係を証する書類	保安手帳により雇用関係及び責任者の選解任の状況が確認できる場合は、この書類に代えることができる。
	(5) 取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者に必要な保安教育が施されていることを証する書類	保安手帳制度における講習会を終了していることが確認できればこの証明に代えることができる。

(4) そ の 他

- ① 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
- ② 許可後の事務
 - a 消防保安課への報告
 - b 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

4 危険の虞のない場合の特則<本庁所管>（規則第32条）

規則第20条、第21条、第23条から第31条の3までに規定する基準について、経済産業大臣に特則承認申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

(1) 危険の虞のない場合の特則

規則第20条、第21条、第23条から第31条の3までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。

規則第20条：最大貯蔵量

規則第21条：貯蔵上の取扱い
規則第22条：火薬庫構造等の技術上の基準
規則第23条：保安距離
規則第24条：地上式1級火薬庫の位置、構造及び設備
規則第24条の2：地上覆土式1級火薬庫の位置、構造及び設備
規則第25条：地中式1級火薬庫の位置、構造及び設備
規則第26条：2級火薬庫の位置、構造及び設備
規則第27条：3級火薬庫の位置、構造及び設備
規則第27条の2：水蓄火薬庫の位置、構造及び設備
規則第27条の3：横穴式水蓄火薬庫の位置、構造及び設備
規則第27条の4：実包火薬庫の位置、構造及び設備
規則第28条：煙火火薬庫の位置、構造及び設備
規則第29条：がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備
規則第30条：避雷装置
規則第31条：土提
規則第31条の2：簡易土提
規則第31条の3：防爆壁

- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局（局長は意見書を添えて知事に進達、知事を経由して経済産業大臣に申請）
- (3) 提出部数 正本1部、副本3部
- (4) 申請にあたっての留意事項
申請の際には、事前協議を行うこと。
- (5) 提出書類
 - ① 特則承認申請書（規則第13条：様式第7の火薬庫設置等許可申請書に準じて作成し、特則承認を受けようとする事項及びこれに関連した客観的状況、特則承認を受けようとする理由、規則に適合しない点を加えたもの）
 - ② 申請書記載事項に係る図面

5 火薬庫工事延期届（要綱6）

火薬庫の設置、移転又は構造若しくは設備の変更の許可をした場合において、1年以内に工事を完了しないときに、知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類 火薬庫工事延期届（理由及び工事完了の予定を記載する。様式は任意）

6 火薬庫の承継（法第12条の2第2項）

火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者が、法第12条の2第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「火薬庫の承継」：既存の火薬庫の譲渡又は引渡があった場合、設置許可の特例として、新しい所有者又は占有者は改めて火薬庫設置の許可をとることを必要としない。

「譲渡」：権利、財産、法律上の地位等をその同一性を保持させつつ、他人に移転することをいう。所有権の移転を意味する。

「引渡し」：支配を移転することをいう。有償、無償を問わず、占有権の移転を意味する。

「地位を承継する」：一切の権利義務を受けつぐ意味であるから、許可に際しての条件等は、そのまま引き継がれる。また、許可を受けた者の地位を承継するのであるから、譲渡、引き渡し後改めて法第15条の完成検査を受ける必要はない。

- (1) 提出時期 承継後、遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類
 - ① 火薬庫承継届（規則第14条の2：様式第8）
 - ② 前所有者の譲渡証明書又は譲渡契約書の写し等（要綱9）
- (5) その他
 - ① 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

7 火薬庫技術基準適合命令（法第14条第2項）

火薬庫の構造、位置及び設備が、法第12条第3項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。

「修理」：不完全になった部分を完全な状態に復旧すること。

「改造」：基準に適合しない部分を適合するように新たに変更を加えること。

「移転」：同一の施設について場所のみを変更すること。

火薬庫の構造、位置及び設備が、法第12条第3項の技術上の基準に適合していない場合には、直ちに制裁が科せられるのではなく、都道県知事が期間及び条件を指定して基準に適合させるための改善命令を出し、指定した期間が経過してもなお改善しない場合に、はじめて法第44条の行政処分として、許可の取消、事業の停止命令をなしうることとした。

- (1) 命令事由
火薬庫の構造、位置及び設備が法第12条第3項の火薬庫の技術上の基準に適合していないと認めるとき
- (2) その他
 - ① 命令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ② 命令後の事務

- a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
- b 消防保安課への報告
- c 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

8 完成検査（法第15条）

火薬庫設置等の許可を受けた者が、火薬庫の設置若しくは移転の工事又は火薬庫の構造若しくは設備の変更工事をした際、法第15条に基づいて知事に完成検査の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

◎ 県が実施する場合（法第15条第4項、規則第41条、第44条第1項）

- (1) 申請単位 「火薬庫ごと」に行うこと。
- (2) 提出時期 原則として完成検査希望の日の5日前までに行うこと。
- (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (4) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (5) 提出部数 正本1部
- (6) 申請にあたっての留意事項 申請内容が法に定める基準に適合していること等を事前に確認のうえ申請すること。
- (7) 提出書類 完成検査申請書（規則第41条第1項：様式第14）
- (8) その他
 - ① 検査方法は、法第15条第4項、規則第44条第2項（別表第2）によること。
 - ② 検査合格後は、「完成検査証」（規則第41条第2項：様式第15）を交付すること。
 - ③ 検査後の事務
 - a 消防保安課への報告
 - b 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

◎ 指定完成検査機関が実施した場合（法第15条第3項、規則第42条第2項、第43条）

県が行う完成検査の代わりに、経済産業大臣が指定する「指定完成検査機関」が行う完成検査を受け、法定の技術基準に適合していると認められ、その旨を県に届け出た場合は、県の完成検査を受ける必要はありません。

- (1) 届出単位 「火薬庫ごと」に行うこと。
 - (2) 提出時期 検査を実施した日から21日以内に行うこと。（要綱36）
 - (3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
 - (4) 提出部数 正本1部
 - (5) 提出書類 指定完成検査機関完成検査受検届（規則第42条第2項：様式第16）
 - (6) その他
 - ① 指定完成機関が完成検査を行ったときは、検査を実施した日から21日以内に、その結果を県に報告しなければなりません。（法第15条第3項、要綱37）
- <提出書類>
- a 完成検査結果報告書（規則第43条：様式第17）

b 完成検査の記録（規則第43条）

② 検査後の事務

a 消防保安課への報告

b 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

◎ 認定完成検査実施者の場合（法第45条の3の10第1項、規則第44条の14第1項）

県が行う完成検査の代わりに、「認定完成検査実施者」（自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者）が、法第45条の3の10第1項の規定により検査の記録を県に届け出た場合は、県の完成検査を受ける必要はありません。

(1) 届出単位 「火薬庫ごと」に行うこと。

(2) 提出時期 検査を実施した日から21日以内に行うこと（要綱38）

(3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局

(4) 提出部数 正本1部

(5) 提出書類

① 完成検査記録届（規則第44条の14第1項：様式第25）

② 検査をした変更工事の内容（規則第44条の14第1項）

③ 検査の方法、記録及びその結果（規則第44条の14第1項）

(6) その他

① 検査後の事務

a 消防保安課への報告

b 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

9 火薬庫用途廃止（法第16条第2項）

火薬庫の所有者又は占有者が、その火薬庫の用途を廃止したとき、法第16条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

(1) 届出単位 「火薬庫ごと」に行うこと。

(2) 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。

(3) 提出先 所在地を管轄する地方振興局

(4) 提出部数 正本1部

(5) 提出書類 火薬庫用途廃止届（細則第21条：第29号様式）

(6) その他

① 許可後の事務

a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）

b 火薬庫台帳の整備（要綱35(3)：第17号様式）

10 安全な場所の指示（庫外貯蔵の指示）（規則第15条）

火薬類を火薬庫外において貯蔵しようとする者が、規則第15条に基づいて知事に安全な場所の指示を受けるための申請を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

<火薬庫外に貯蔵できる者>

- ① 販売業者であって、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者
- ② 規則第19条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者
- ③ 規則第19条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は三級火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された火薬、銃用雷管、実包、空包又は火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうの貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者
- ④ 実包火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者
- ⑤ 土木事業その他の事業を営む者であって、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者
- ⑥ がん具煙火を販売する者であって、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者
- ⑦ 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であって、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者
- ⑧ 都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者
 - ・ 上記①から⑦に規定する者については、知事に安全な場所の指示を受けるための申請が必要です。(細則第29条：第39号様式)
 - ・ 上記⑧に規定する者については、都道府県知事の指示は不要であるが、当該火薬類を貯蔵する場所が、規則第16条第1号、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までに規定する基準に合致するように貯蔵しなければならない。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類

火薬庫外貯蔵指示申請書(細則第29条：第39号様式)のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	火薬庫外貯蔵庫の付近の状況図(要綱11(1)：第1号様式)	
2	火薬庫外貯蔵庫の位置、構造及び設備の明細書(要綱11(2)：第2号様式)	

3	土地所有権者の承諾書又は土地貸借契約書の写等（要綱11(3)）	第三者所有の土地の場合
---	---------------------------------	-------------

(4) その他

- ① 貯蔵の基準は、規則第16条によること。
- ② 火薬庫外貯蔵指示証（細則第29条第2項：第40号様式、要綱13）
- ③ 許可後の事務
 - a 火薬庫外指示台帳の整備（要綱35(4)：第18号様式）
 - b 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

11 火薬庫外貯蔵の変更（要綱12）

火薬庫外貯蔵の指示を受けた者が、火薬庫外貯蔵指示申請書の記載事項（貯蔵場所、貯蔵目的、貯蔵方法、貯蔵期間を除く。）を変更したときに、知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類 火薬庫外貯蔵指示申請書の記載事項変更届（要綱12：様式は任意）
- (5) その他
 - ① 許可後の事務 火薬庫指示台帳の整備（要綱35(4)：第18号様式）

12 報告（法第42条、規則第81条の14）

火薬庫の所有者若しくは占有者が、法令等に基づき知事に行う報告は、下記のとおりです。

◎ 随時の報告（法第42条、令第16条）

県知事は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、事業、火薬類の貯蔵、消費に関し、報告をさせることができる。

- (1) 提出先 火薬庫の所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

◎ 火薬庫設置等許可申請書の記載事項変更の届出（規則第81条の14第7号、細則第11条：第16号様式）

火薬庫設置等の許可を受けた者は、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類および棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときは、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届（細則第15条：第22号様式）を火薬庫の所在地を管轄する地方振興局に事前に又はその事実を知った場合においては遅滞なく提出しなければならない。

なお、火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち、付近の状況又は保安距離に変更があった場合には、変更の状況を示す略図を添付させること。

- ◎ 火薬庫貯蔵火薬類出納報告書（規則第81条の14第8号、細則第11条：第16号様式）
火薬庫の所有者又は占有者は、毎年度終了後30日以内に、火薬庫貯蔵火薬類出納報告書（細則第11条：第16号様式）を火薬庫の所在地を管轄する地方振興局に提出しなければならない。

- ◎ 火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（規則第81条の14第9号、細則第11条の2：第17号様式）
火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）に変更があったとき、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（細則第11条の2：第17号様式）を所在地を管轄する地方振興局に遅滞なく提出しなければならない。

IV 譲 渡

1 譲渡許可（法第17条第1項）

火薬類を譲り渡そうとする者が、法第17条に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

＜許可申請が不要な場合＞

- ① 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。
- ② 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。（例：販売業者だからといっていかなる種類のいかなる数量の火薬類でも自由に譲受あるいは譲渡ができるわけではなく、例えば煙火についてのみ販売営業の許可を受けた者が、ダイナマイトの販売をすることはできない。）
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者であって装薬銃を使用するもの又は同法第55条第1項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ④ 鉱業法により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ⑤ 法第24条第1項（輸入）の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
- ⑥ 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。（例：警察官職務執行法第7条に基づき警察官用の拳銃弾を警察が譲り受ける場合、あるいは、鉄道が、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第117条及び鉄道局通達同条解釈基準に基づいて信号炎管を販売業者その他か

ら譲り受ける場合等をいう。)

- (1) 提出時期 譲渡期間の開始の日の7日前までに行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類
火薬類譲渡許可申請書（規則第35条：様式第9）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	譲渡しようとする残火薬類にかかる火薬庫火薬類出納明細簿の写し又は火薬庫外貯蔵火薬類出納明細簿の写し（要綱14(1)）	
2	譲受者にかかる譲受許可証の写し（要綱14(2)）	

(6) その他

- ① 譲渡許可証（規則第38条：様式第11）
- ② 譲渡許可許可証の有効期間は、1ヶ月以内とする。（要綱16(1)）
- ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条2項、令第14条）
 - b 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

2 譲渡許可の取消（法第17条第3項）

許可の取消事由が発生したら、内容を検討した後、取り消しするかどうかを決定します。

(1) 取消事由

都道府県知事は、法第17条第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引き渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

この取り消しは単独で行われることもありうるが、譲渡許可の取り消しは、相手方の譲受許可の取り消しに随伴し、譲受許可の取り消しは、消費許可の取り消しに随伴して行われることが多い。

現実に災害を発生させ、公共の安全を害しているときは、許可を取り消すことができるのはもちろんであるが、公共の安全を害するおそれにとどまっている場合でも、製造の場合のように改善命令を出し、その命令に従わないとき取り消すことができるという規定がないので、むしろ改善の手段を講ずることなく、許可の取り消しを行ってよいと解される。

取り消しは、「引き渡し前」でなければならない。引き渡し後は、法第45条の緊急

措置、場合によっては法第22条の残火薬の措置の問題に移る。この許可の取り消しは、許可数量の一部分についても行うことができるので、許可数量の一部分がすでに引き渡されたあとであっても、その残量について許可を取り消すことができる。

(2) そ の 他

- ① 取消通知は、「福島県指令」の形式によること。
- ② 取消後の事務
 - a 譲渡許可証を返納させる。(令第2条第1号)
 - b 県公安委員会(所轄警察署経由)への通報(法第52条第2項、令第14条)
 - c 火薬類許可指示目次の整備(要綱32:第11号様式)

3 譲渡許可証の書換(法第17条第7項、規則第38条の2)

譲渡許可証の記載事項に変更が生じた際、法第17条第7項に基づいて知事に書換の届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

譲渡許可証の記載事項は、原則として、変更があった場合には、新たに許可を受け直す必要があるが、規則第38条の2の規定により、様式第12に定められた変更事項(住所、氏名(年齢)又は名称、職業)に限り、記載事項の書換を受けられる。

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類
 - ① 火薬類譲渡(受)許可証書換申請書(規則第38条の2:様式第12)
 - ② 書換に係る譲渡許可証(規則第38条:様式第11)
- (5) そ の 他
 - ① 許可後の事務
 - 火薬類許可指示目次の整備(要綱32:第11号様式)

4 譲渡許可証の再交付(法第17条第8項)

譲渡許可証を喪失し、汚損し、又は盗取された際、法第17条第8項に基づいて知事に再交付の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
 - 火薬類譲渡(受)許可証再交付申請書(規則第39条:様式第13)のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	事故届の証明(法第46条第1項、要綱17)	

2	譲渡済にかかる火薬の数量証明書（要綱17）	
3	旧譲渡許可証（規則第39条）	汚損の場合

(4) そ の 他

- ① 譲渡許可証を発見したときは返納を求める。（令第2条第4号）
- ② 許可後の事務
 - a 消防保安課への報告
火薬類譲渡（受）許可証無効通知書（要綱18：第3号様式）
盗難、紛失の場合は、速やかに通知すること。
 - b 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

V 譲 受

1 譲受許可（法第17条第1項）

火薬類を譲り受けようとする者が、法第17条に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

<許可申請が不要な場合>

- ① 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。
- ② 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。（例：販売業者だからといっていかなる種類のいかなる数量の火薬類でも自由に譲受あるいは譲渡ができるわけではなく、例えば煙火についてのみ販売営業の許可を受けた者が、ダイナマイトの販売をすることはできない。）
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者であって装薬銃を使用するもの又は同法第55条第1項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ④ 鉱業法により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ⑤ 法第24条第1項（輸入）の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
- ⑥ 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。（例：警察官職務執行法第7条に基づき警察官用の拳銃弾を警察が譲り受ける場合、あるいは、鉄道が、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第117条及び鉄道局通達の同条解釈基準に基づいて信号炎管を販売業者その他から譲り受ける場合等をいう。）

- (1) 提出時期 譲受期間の開始の日の7日前までに行うこと。
- (2) 提出先 所在地（消費地）を管轄する地方振興局
- (3) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付す

ること。

(4) 提出部数 正本1部

(5) 提出書類

火薬類譲受許可申請書（規則第36条：様式第10）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	法第51条第6項の規定により適用除外となる鉱山にあつては、その旨を証する書類（要綱15(1)）	
2	規則第49条の規定による無許可消費者にあつては、火薬類の消費の目的、方法及び数量等を記載した書類（要綱15(2)）	

(6) その他

① 火薬類譲受許可証（規則第38条：様式第11）

② 火薬類譲受許可証の有効期間（要綱16(2)）

a 火薬庫を有する事業者及びコンクリート破砕器、建設用びょう打銃用空包、と殺銃用空包、麻すい銃用空包若しくは薬液注入用薬包の消費者：6ヶ月以内

b 消防又は海水難時に用いる救命さく発射用空包又は救命さく発射用ロケット：1年以内

c a及びb以外の事業者：3ヶ月以内

d 前各号の規定にかかわらず法令及び規則に違反して許可の取消、事業の停止若しくは罰則の適用を受けた者についてこれらの処分後1年以内に限り1ヶ月以内とすること。

③ 許可後の事務

a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）

b 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

2 譲受許可の取消（法第17条第3項）

許可の取消事由が発生したら、内容を検討した後、取り消しするかどうかを決定します。

(1) 取消事由

都道府県知事は、法第17条第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引き渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

この取り消しは単独で行われることもありうるが、譲渡許可の取り消しは、相手方の譲受許可の取り消しに随伴し、譲受許可の取り消しは、消費許可の取り消しに随伴して行われることが多い。

現実に災害を発生させ、公共の安全を害しているときは、許可を取り消すことがで

きるのももちろんであるが、公共の安全を害するおそれにとどまっている場合でも、製造の場合のように改善命令を出し、その命令に従わないとき取り消すことができるという規定がないので、むしろ改善の手段を講ずることなく、許可の取り消しを行ってよいと解される。

取り消しは、「引き渡し前」でなければできない。引き渡し後は、法第45条の緊急措置、場合によっては法第22条の残火薬の措置の問題に移る。この許可の取り消しは、許可数量の一部分についても行うことができるので、許可数量の一部分がすでに引き渡されたあとであっても、その残量について許可を取り消すことができる。

(2) その他

- ① 取消通知は、「福島県指令」の形式によること。
- ② 取消後の事務
 - a 譲受許可証を返納させる。(令第2条第1号)
 - b 県公安委員会(所轄警察署経由)への通報(法第52条第2項、令第14条)
 - c 火薬類許可指示目次の整備(要綱32:第11号様式)

3 譲受許可証の書換(法第17条第7項、規則第38条の2)

譲受許可証の記載事項に変更が生じた際、法第17条第7項に基づいて知事に書換の届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

譲受許可証の記載事項は、原則として、変更があった場合には、新たに許可を受け直す必要があるが、規則第38条の2の規定により、様式第12に定められた変更事項(住所、氏名(年齢)又は名称、職業)に限り、記載事項の書換を受けられる。

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 所在地(消費地)を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類
 - ① 火薬類譲渡(受)許可証書換申請書(規則第38条の2:様式第12)
 - ② 書換に係る譲受許可証(規則第38条:様式第11)
- (5) その他
 - ① 許可後の事務
火薬類許可指示目次の整備(要綱32:第11号様式)

4 譲受許可証の再交付(法第17条第8項)

譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取された際、法第17条第8項に基づいて知事に再交付の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 所在地(消費地)を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
火薬類譲渡(受)許可証再交付申請書(規則第39条:様式第13)のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	事故届の証明（法第46条第1項、要綱17）	
2	譲受済にかかる火薬の数量証明書（要綱17）	
3	旧譲受許可証（規則第39条）	汚損の場合

(4) そ の 他

- ① 譲受許可証を発見したときは返納を求める。（令第2条第4号）
- ② 許可後の事務
 - a 消防保安課への報告
火薬類譲渡（受）許可証無効通知書（要綱18：第3号様式）
盗難、紛失の場合は、速やかに通知すること。
 - b 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

VI 輸 入<本庁所管>

1 輸入許可（法第24条第1項）

火薬類を輸入しようとする者が、法第24条に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「輸入」：・外国から積み出された火薬類を本邦領土内に引き取ることをいう。

- ・外国に輸出する目的で外国から国内に入った火薬類も輸入許可を受ける必要がある。

「輸入された時点」：・本邦の領海内に入った時ではなく、本邦に陸揚げされる時をいう。

- ・輸入許可は、本邦に陸揚げする前に受けなければならない。
- ・一つの船舶からの陸揚げが1日以上にわたる時であっても、継続しているとみられる範囲内においては、一回の輸入として扱われる。
- ・陸揚地を異にする時は、同一都道府県知事の所管内でも、異なった輸入として扱う。

「都道府県知事」：・輸入地を管轄する都道府県知事をいう。

- ・許可を受けた後、輸入地が管轄の異なる都道府県知事に変更になった場合には、変更後の輸入地を管轄する知事の新規許可が必要となる。
- ・輸入する火薬類の種類の変更又は数量の増加のあった場合にも新規許可が必要となる。

- (1) 提出先 消防保安課（陸揚地を管轄する地方振興局経由）
- (2) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類
火薬類輸入許可申請書（規則第46条：様式第27）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	火薬又は爆薬の成分、配合比を記載した書類（規則第46条）	火薬又は爆薬の場合
2	火工品の構造及び組成を記載した書類（規則第46条）	火工品の場合

- (5) その他
 - ① 申請書の記載事項中「火薬類の種類及び数量」、「輸入の目的」、「輸入港名」が変更した場合には新たに許可を受ける必要があるが、これ以外のものについては変更の届けを提出すればよい。
 - ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 地方振興局長への報告

2 輸入火薬類等の変更届（規則第81条の14第10号）

申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、輸入の目的並びに輸入港名を除く。）に更が生じた際、規則第81条の14第10号に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 消防保安課（陸揚地を管轄する地方振興局経由）
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類 様式は任意

3 火薬類の輸入届（法第24条第3項）

火薬類を輸入した者が、法第24条第3項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 輸入後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 消防保安課（陸揚地を管轄する地方振興局）

- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類 火薬類輸入届（規則第47条：様式第28）

Ⅶ 消 費

1 消費許可（法第25条第1項）

火薬類を消費しようとする者が、法第25条第1項に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「消費」：廃棄以外の目的とする火薬類の爆発又は燃焼をいう。

「無許可消費」：以下の場合、無許可消費が許される。

- ① 理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、鑑賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合（規則第49条）
- ② 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する場合
（例：警察官の拳銃弾発射とか鉄道用として危険信号に信号焰管を使う場合等）
- ③ 非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合
（例：災害が急迫していて、出水のため堤防を爆破して、危険の少ない方に奔流を導く等、緊急の措置を必要とする場合。この場合でも譲受許可は必要となる。）

- (1) 提出時期 消費期間の開始日の7日前までに行うこと。
- (2) 提出先 消費地（所在地）を管轄する地方振興局
- (3) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類

火薬類消費許可申請書（規則第48条第1項：様式第29）のほか、次のような書類が必要になります。

◎煙火の場合

No.	必要となる書類	備 考
1	煙火消費計画書（細則第24条：第32号様式）	
2	煙火打揚従事者名簿及び打揚従事者に必要な保安教育が施されていることを証する書類（要綱23(1)イ）	
3	煙火打揚場所及び周辺図（要綱23(1)ロ：第4号様式）	
4	打揚筒及び仕掛枠の配置図（要綱23(1)ハ）	

5	打揚場所に係る土地使用承諾書（要綱23(1)ニ）	
6	火薬類取締法施行規則により打揚煙火及び仕掛煙火の消費場所における保安距離を定める件（昭和60年公告第114号）で定める打揚煙火及び仕掛煙火の消費場所において確保すべき保安距離基準第2条第3号ただし書きの規定を適用させる場合は、保安物件等の所有者及び管理者の同意書（要綱23(1)ホ）	
7	花火大会等のプログラム（要綱23(1)ヘ）	

◎建設用びょう打ち銃用空包の場合

No.	必要となる書類	備 考
1	建設用びょう打ち銃用空包消費計画書（細則第24条：第33号様式）	
2	公安委員会の銃砲所持許可証の写し（要綱23(2)イ）	
3	公安委員会に届け出た作業従事者名簿の写し（要綱23(2)ロ）	

◎その他の場合

No.	必要となる書類	備 考
1	火薬類消費計画書（細則第24条：第34号様式）	
2	火薬類を取り扱う必要のある者について、必要な保安教育が施されていることを証する書類（要綱23(3)イ）	
3	取扱保安責任者等を選任する場合は、要綱4(2)に掲げる書類（要綱23(3)ロ）	1月に25kg以上の火薬類を消費する者（法第30条第2項、規則第69条第1項）

(6) そ の 他

- ① 消費地が2以上の都道府県にわたる場合には各々別に申請書を提出する。
- ② 火薬類（煙火）消費許可証（細則第25条：第35号様式）
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）

b 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

2 消費許可の内容等変更の届（規則第81条の14第11号）

申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更が生じた際、規則第81条の14第10号に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 消費地（所在地）を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類 火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（細則第16条：第23号様式）

3 消費許可の取消（法第25条第3項）

許可の取消事由が発生したら、内容を検討した後、取り消しするかどうかを決定します。

(1) 取消事由

都道府県知事は、法第25条第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。

本条の取り消しは、行政法学上の撤回であり、消費者が、許可後に違法な消費その他の取り扱いをし、あるいは違法ではない場合であっても管理を怠っているような事実があり、そのまま放置すれば公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるような場合に行われる。

法第29条第3項及び第6項の規定に違反して保安教育を怠っている場合、ことに災害の発生を防止するため特に必要があると認めて保安教育を定めるべき者として指定された消費者が保安教育を怠るような場合に行われる。

消費許可の取り消しが行われる場合、その消費を目的とする譲受についての許可も当然取り消されるべきである。譲渡許可も同様である。

許可の取り消しは、爆発又は燃焼前に限られるが、部分的取り消しも可能である。

(2) その他

- ① 取消通知は、「福島県指令」の形式によること。
- ② 取消後の事務
 - a 消費許可証を返納させる。
 - b 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - c 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

4 報告（法第42条、令第16条、規則第81条の14）

消費者が、法令等に基づき知事に行う報告は、下記のとおりです。

◎ 随時の報告（法第42条、令第16条）

県知事は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、製造業者、販売業者、火薬庫の所有者、火薬庫の占有者、多量消費者に対し、事業、火薬類の貯蔵、消費に関し、報告をさせることができる。

- (1) 提出先 消費地（所在地）を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

◎ 火薬類消費数量報告書（規則第81条の14第12号、細則第13条：第20号様式）

消費者は、毎年度終了後30日以内に、規則第56条の5第1項の記載事項（消費した火薬類の種類、数量、消費年月日、場所）を毎年度集計した報告書（細則第13条：第20号様式）を消費地を管轄する地方振興局に提出しなければならない。

- (1) 提出先 消費地（所在地）を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部

VIII 廃 棄

1 廃棄の許可（法第27条第1項）

火薬類を廃棄しようとする者が、法第27条第1項に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「廃棄」：・火薬類を処分してその本来の効用を喪失させることをいう。

原則として火薬類は、製造後年数を経過すれば廃棄するのが安全である。そうでなくても安定度の悪いものは速やかに廃棄の処分をしなければならない。

・製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類をその製造所内で廃棄する場合は、許可を受ける必要がない。（製造中の廃棄は、製造に伴って日々生ずるものであり、また製造所内には通常廃棄焼却場が設けられており、その位置、構造等については、法第3条又は第10条の許可を受けているので、これを無許可でよいこととした。）

- (1) 提出時期 廃棄の日の7日前までに行うこと。
- (2) 提出先 廃棄地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類

火薬類廃棄許可申請書（規則第65条：様式第30）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	火薬類廃棄従事者名簿（要綱24(1)：第5号様式）	
2	火薬類廃棄場所付近の状況図（要綱24(2)：第6号様式）	

(5) そ の 他

- ① 都道府県知事は、その廃棄の場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるとき、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分でないと認めるときその他その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない。
- ② 火薬類廃棄許可証（細則第26条：第36号様式）
- ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 火薬類廃棄許可指示目次の整備（要綱32：第12号様式）

2 廃棄許可の内容等変更の届（規則第81条の14第14号）

申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く。）に変更が生じた際、規則第81条の14第14号に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 廃棄地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類 火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届（細則第17条：第24号様式）

IX 保 安

1 危害予防規程の認可（変更認可）（法第28条第1項、令第16条）

製造業者が、法第28条第1項に基づいて知事に危害予防規程の認可（変更認可）申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

法第10条第1項ただし書きの軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、認可を不要とし、届出とする。

- (1) 提出時期 （新規）製造許可を受けた日以後、製造開始予定日の15日前までに行うこと。
（変更）変更の必要が生じたときに行うこと。

- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類

火薬類危害予防規程（変更）認可申請書（規則第6条第6項：様式第2）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備 考
1	危害予防規程（規則第6条第6項）	

2	変更の概要を記載した書面（規則第6条第6項）	変更認可の場合
---	------------------------	---------

(5) その他

- ① 危害予防規程の内容は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項（規則第6条）について記載した内容とする。
- ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
- ③ 許可後の事務
県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）

2 軽微な変更に伴う危害予防規程の変更届出（法第28条第2項、令第16条）

製造業者が、法第10条第1項ただし書きの軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更する際、法第28条第2項に基づいて知事に変更の届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

<軽微な変更工事>

- ① 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事
 - ・暖房装置
 - ・照明設備
 - ・静電気除去設備
 - ・窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材
 - ・排気装置
- ② 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
- ③ 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
- ④ 製造施設又は設備の撤去の工事

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 申請にあたっての留意事項
- (5) 提出書類

危害予防規程変更届（規則第6条第7項：様式第3）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	当該変更の概要を記載した書面（規則第6条第7項）	

3 危害予防規程の変更命令（法第28条第4項、令第16条）

知事は、災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができます。

- (1) 命令事由 災害の発生の防止のため必要があると認めるとき。
危害予防規程が基準に適合せず、災害の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命じることができる。
- (2) その他
 - ① 危害予防規程の内容は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項（規則第6条）について記載した内容とする。
 - ② 許可後の事務
県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）

4 保安教育計画の認可（変更認可）（法第29条第1項、規則第67条の2）

製造事業者、販売業者又は消費者（一ヶ月に火薬又は爆薬25kg以上を消費する者で都道府県知事から指定されたもの）が、従業員に対する保安教育計画を定め、法第29条第1項（消費者は、法第29条第5項で準用する第1項）に基づいて知事の認可を受けようとするときに必要な手続きは次のとおりです。

「保安教育」：火薬類を取り扱う者が、実際にそれをいかにして把握し、実践するべきかについての教育。

「保安教育計画の期間」：事業者が自主的に定めてよいが、1年ないし3年ぐらいが適当である。

「保安教育計画を忠実に実行する」：計画で定めたところに形式的に従うのみならず、保安教育計画を立てるべきことを規定した法の精神にのっとり、その効果を十分収めるように、誠心誠意をもって保安教育を行うことをいう。

「火薬類の運搬の業を営む者」：事業者全体として、火薬類の運搬が現に営業の全部又は一部になっている者。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
保安教育計画認可（変更認可）申請書（細則第28条：第38号様式）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	保安教育計画書(要綱25(1)、細第28条：第38号様式)	
2	保安教育計画書新旧対照表(要綱25(2))	変更認可の場合

(4) その他

許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。

5 保安教育計画を定めるべき者の指定（法第29条第4項）

知事は、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定することができます。

「多量の火薬類を消費し、又は相当期間引き続いて火薬類を消費する」：計画を立てて組織的な保安教育を施させるにふさわしい程度に火薬類の消費量が多く、または消費期間が長いことをいう。

「指定」：災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときに行うものとされていることから、多量消費者又は長期間消費者のすべてについて指定する必要はなく、予定している発破その他の消費現場における作業の難易、当該消費者が現に実施している保安教育の程度、事業所の事故歴その他からみて、災害発生の危険が高いと考えられる者を指定することになる。

(1) 指定の方法

火薬類保安教育計画を定めるべき者の指定書（細則第30条：第41号様式）を交付して行う。

6 保安教育計画を定めるべき者の指定取消（規則第67条の7第4項）

保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者が、法第30条第2項又は法第29条第4項の指定の要件を欠くに至ったと認めるとき、規則第67条の7第4項に基づいて知事に指定取消の申請を行う時に必要な手続きは、次のとおりです。

(1) 取消事由

- ① 指定された消費者が、一ヶ月に火薬又は爆薬の消費量が25kg未満になったとき。
- ② 指定を取り消しても災害発生の防止上支障がないと認められたとき。

(2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局

(3) 提出部数 正本1部

(4) 提出書類 火薬類保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書（細則第31条：第42号様式）

7 保安責任者等の選任又は解任（法第30条第3項、第33条第2項）

製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は規則第69条で定める数量以上の火薬類を消費する消費者が、製造保安責任者（同代理者）若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者（同代理者）又は取扱副保安責任者を選任した際、法第30条第3項及び第33条第2項に基づいて知事に選任（解任）の届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「選任」：ある者がある地位に就かせる行為をいうが、原則として、文書をもって行う

ものとする。雇用関係の裏付けのないものは選任したことにならない。

「未成年者、成年被後見人の選任」：保安責任者として選任されても、未成年者等は、民法上行為能力がないので、保安について監督を行わせることはできない。

「保安責任者、副保安責任者と保安責任者の代理者との兼務」：

規則の主旨からみて好ましくないが、免状所有者が不足で兼務を認めるのもやむを得ない場合もあるので、できるだけ次の原則により運用する。

- ① 同一事業所における副保安責任者と保安責任者の代理者の兼務を認めて差しつかえない。
- ② 従業者が極めて少ない煙火等の製造所について製造保安責任者と火薬庫の取扱保安責任者の兼務を認めて差しつかえない。
- ③ ある製造所、火薬庫又は消費場所の保安責任者、その代理者又は副保安責任者と極く近くのこれらの事業所の保安責任者の代理者との兼務を認めて差しつかえない。
- ④ その他の兼務は認めない。
- ⑤ ①の場合を除き、兼務はできるだけ早く解消させる。

- (1) 提出先 製造等の許可を受けた地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類

火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届（細則第18条：第25号様式）のほか、次のような書類が必要になります。（要綱2(2)、4(2)、5(2)、7(3)、23(3)）

No.	必要となる書類	備考
1	保安責任者に係る免状の写し	保安手帳を有している者に係る選任届の提出に際しては、免状の写しを省略してもよい。
2	経歴書	
3	雇用関係を証する書類	
4	必要な保安教育が施されていることを証明する書類	要綱2(2)の場合を除く

- (4) その他

保安手帳を有している者に係る選任届及び解任届が提出された場合には、必ず手帳を持参させ、手帳にその旨を記入すること。（内閣府通達：保安手帳制度）

8 保安責任者等の免状返納の命令<本庁所管>（法第31条第5項）

火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けた者が、火薬

類取締法又は火薬類取締法に基づく命令の規定に違反したときは、法第54条の規定による聴聞を行い、関係者の意見を十分聞いた上で火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずるかどうかが決定します。

- (1) 返納事由 火薬類取締法又は火薬類取締法に基づく命令の規定に違反したとき
- (2) その他
 - ① 命令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ② 返納決定後の事務
 - a 保安責任者に対する免状返納命令書の交付
 - b 地方振興局長への報告
 - ③ 免状を返納した者は、当該免状についての権利（資格）は喪失されたものと解するが、試験に合格した事実が変わらないから、再度試験を受けることなく交付申請を行えば、法第31条第4項に該当しない限り免状は交付される。
この場合の扱いは、第7項の「再交付」ではなく、「交付」となる。

9 保安責任者等の解任の命令（法第34条）

火薬類製造保安責任者（代理者、副保安責任者）又は火薬類取扱保安責任者（代理者、副保安責任者）が、火薬類取締法又は火薬類取締法に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不適當であると認めるときは、法第54条の規定による聴聞を行い、関係者の意見を十分聞いた上で、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は消費者に対し、火薬類製造保安責任者（代理者、副保安責任者）又は火薬類取扱保安責任者（代理者、副保安責任者）の解任を命ずるかどうかが決定します。

「保安上その職務を遂行させることが不適當である」：社会通念上、心身の障害その他特別な理由により、製造保安責任者等としてその職務を完遂できないと認められる場合をいう。

「解任を命ずる」：現に製造保安責任者等である者の解任を要求するにとどまり、後継者として、特定の個人を指名できるものではない。

- (1) 解任事由
 - ① 火薬類取締法又は火薬類取締法に基づく命令の規定に違反したとき
 - ② 保安上その職務を遂行させることが不適當であると認めるとき
- (2) その他
 - ① 命令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ② 解任決定後の事務
 - a 製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は消費者に対する命令書の交付
 - b 消防保安課への報告

10 保安責任者免状の交付＜本庁所管＞（法第31条第3項）

丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状、乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けようとする者が、法第31条第3項に基づいて知事に免状の交付申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

<免状の種類>

- ① 甲種火薬類製造保安責任者免状（甲乙は火薬類製造所の数量に応じて分類）
- ② 乙種火薬類製造保安責任者免状
- ③ 丙種火薬類製造保安責任者免状（煙火製造所が対象）
- ④ 甲種火薬類取扱保安責任者免状（甲乙は取扱数量の多少に応じて分類）
- ⑤ 乙種火薬類取扱保安責任者免状

※ ①及び②は大臣へ申請

- (1) 提出先 消防保安課（社団法人福島県火薬類保安協会（指定試験機関）経由）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類

免状交付申請書（規則第78条の2：様式第32）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	当該試験に合格した者であることを証明する書類	

- (4) その他
免状の様式（規則第78条の3：様式第33）

11 保安責任者免状の再交付<本庁所管>（法第31条第7項）

火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を喪失し、汚損し、又は盗取された際、法第31条第7項に基づいて知事に再交付の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 消防保安課
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
 - ① （甲種・乙種・丙種）火薬類（製造・取扱）保安責任者免状再交付申請書（規則第78条の5：様式第35）
 - ② 原免状（汚損の場合）
- (4) その他 原免状を発見したときは返納を求める。

12 保安責任者免状の書換<本庁所管>（法第31条第7項）

火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換を受けようとする者が、法第31条第7項に基づいて知事に書換の届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- (2) 提出先 消防保安課
- (3) 提出部数 正本1部

(4) 提出書類

- ① (甲種・乙種・丙種)火薬類(製造・取扱)保安責任者免状書換申請書(規則第78条の4:様式第34)
- ② 変更の事実を証する書類(要綱26)
- ③ 原免状(規則第78条の4)

13 保安検査(法第35条)

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者が、特定施設又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、保安検査を受ける際、法第35条に基づいて知事に申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

◎ 県が実施する場合(規則第44条の2第3項:様式第18、要綱28)

- (1) 提出時期 完成検査証又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日までに行うこと。
- (2) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (3) 申請手数料 正本の申請書裏面等に所定の手数料額の「福島県収入証紙」を貼付すること。
- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類 保安検査申請書(規則第44条の2第3項:様式第18)
- (6) その他
 - ① 検査は、特定施設又は火薬庫が法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているかどうか並びに第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるもの(規則第6条第1項)を実施しているかどうかについて行うこと。
 - ② 検査方法は、規則第44条の5第1項(別表第3)によること。
検査の実施方法及び調査票等は、「特定施設及び火薬庫に係る保安検査実施要領(平成13年2月14日付け13消第136号)」によること。
 - ③ 検査合格後は、「保安検査証」(規則第44条の2第4項:様式第19)を交付すること。
 - ④ 検査後の事務
 - a 消防保安課への報告(火薬類製造施設等保安検査結果表(要綱28:第8号様式))
 - b 火薬類(煙火)製造業者台帳の整備(要綱35(1):第15号様式)
 - c 火薬庫台帳の整備(要綱35(3):第17号様式)

◎ 指定保安検査機関が実施した場合(法第35条第3項、規則第44条の3第2項、第44条の4)

県が行う保安検査の代わりに、経済産業大臣が指定する「指定保安検査機関」が行う保安検査を受け、その旨を県に届け出た場合は、県の完成検査を受ける必要はありません。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局

- (2) 提出部数 正本1部
 - (3) 提出書類 指定保安検査機関保安検査受検届(規則第44条の3第2項:様式第20)
 - (4) その他
 - ① 指定保安機関が保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を県に報告しなければなりません。(法第35条第3項)
 - <提出書類>
 - a 保安検査結果報告書(規則第44条の4:様式第21)
 - b 保安検査の記録(規則第44条の4)
 - ② 検査後の事務
 - a 消防保安課への報告(火薬類製造施設等保安検査結果表(要綱28:第8号様式))
 - b 火薬類(煙火)製造業者台帳の整備(要綱35(1):第15号様式)
 - c 火薬庫台帳の整備(要綱35(3):第17号様式)
- ◎ 認定保安検査実施者の場合(法第45条の3の10第2項、規則第44条の14第2項)
 県が行う保安検査の代わりに、経済産業大臣が認定した「認定保安検査実施者」が、法第45条の3の10第2項の規定により検査の記録を県に届け出た場合は、県の保安検査を受ける必要はありません。
- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
 - (2) 提出部数 正本1部
 - (3) 提出書類
 - ① 保安検査記録届(規則第44条の14第2項:様式第26)
 - ② 保安検査の記録(規則第44条の14第2項)
 - a 検査をした特定施設又は火薬庫
 - b 保安検査を行った特定施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果
 - (4) その他
 - ① 検査後の事務
 - a 消防保安課への報告(火薬類製造施設等保安検査結果表(要綱28:第8号様式))
 - b 火薬類(煙火)製造業者台帳の整備(要綱35(1):第15号様式)
 - c 火薬庫台帳の整備(要綱35(3):第17号様式)

14 定期自主検査計画(変更)届(法第35条の2第2項)

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者が、法第35条の2第2項に基づき知事に行う定期自主検査計画(変更)の届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

<定期自主検査:規則第67条の9>

- ① 年2回以上毎年定期に行うこと。この場合において、製造又は貯蔵について繁忙期のある製造施設又は火薬庫については、繁忙期の直前に1回は行わなければならない。(煙火の製造所、煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫、及び積雪地等において冬期の消費に備えて秋期に大量貯蔵する火薬庫は、原則として繁忙期のあるものとして取り扱われる。)
- ② 製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第7条第1号

又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

(検査の結果、適合しない部分があれば、補正、補修しなければならない。)

③ 避雷装置、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かを検査すること。

(検査の結果、円滑に作動しない場合には、補正、補修しなければならない。)

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類 火薬庫等定期自主検査計画(変更)届(細則第19条:第26号様式)

15 定期自主検査終了報告書(法第35条の2第3項、規則第67条の11)

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者が、定期自主検査を実施した際、法第35条の2第3項に基づき知事に行う報告は、次のとおりです。

- (1) 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
 - ① 煙火(がん具煙火)製造施設定期自主検査報告書(細則第12条:第18号様式)
 - ② 火薬庫定期自主検査報告書(細則第12条:第19号様式)
- (4) その他
 - ① 検査後の事務
 - a 火薬類(煙火)製造業者台帳の整備(要綱35(1):第15号様式)
 - b 火薬庫台帳の整備(要綱35(3):第17号様式)

16 緊急措置(法第45条)

経済産業大臣等が、火薬類による災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、緊急の必要があると認めるときは、緊急措置をすることができる。

- (1) 緊急措置の内容
 - ① 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
 - ② 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
 - ③ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。
 - ④ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。
- (2) その他
 - ① 狩猟等に使用される実包等の譲渡、譲受、輸入、消費についての許可権限は法第50条の2の規定により、都道府県公安委員会が有している。

このため、法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、都道府県公安委員会が緊急措置命令権を有する。(例:特定の山林等において、迷子等の捜索が行われている場合に、狩猟者に対して、当該山林において実包等の発射を一時禁止する場合。)

② 検査後の事務

- a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
- b 消防保安課への報告

17 事故届<本庁所管>（法第46条第1項、第52条第5項、第6項）

製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者が、火薬類による災害が発生したとき、または火薬類等の喪失等があったとき、法第46条第1項に基づき警察官又は海上保安官に行う報告は、次のとおりです。

(1) 届出が必要な場合

- ① 所有又は占有する火薬類について災害が発生したとき
- ② 所有又は占有する火薬類、譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書を喪失し、又は盗取されたとき。

(2) 提出先 警察官又は海上保安官

- (3) 届出の内容 何時何処で何が生じたかがわかればよく、同一事故で、火薬類の所有者と占有者とが異なる場合、いずれか一方から届出があればよい。

(4) 届出受理後の対応

① 警察官からの通報（法第52条第5項）

警察官に届出があった場合、警察官は、都道府県知事に通報しなければならない。

② 経済産業大臣への報告（法第52条第6項、規則第82条第1項）

都道府県知事は、警察官からの通報を受けたときは、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

a 概要報告

速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置の状況その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告する。

b 詳細報告

事故等の詳細について、その発生した日から起算して20日以内に、規則様式第47の事故等報告書を当該産業保安監督部長に提出する。

③ 地方振興局への通知

18 事故報告（法第46条第2項）

製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者が、火薬類による災害が発生したとき、または火薬類等の喪失等があったときに、災害原因の調査のため必要があるときは、都道府県知事は、その所有者又は占有者に対し調査報告をさせることができる。

- (1) 報告事項 災害発生日時、場所及び原因、火薬類の種類及び数量、被害の程度等

(2) 提出部数 正本1部

(3) 提出先 所在地又は消費地を管轄する地方振興局

(4) 提出書類

- ① 火薬類事故報告書（要綱29：第9号様式）
- ② 事故現場見取図（要綱29）
- (5) 消防保安課への報告
 - ① 提出書類
 - a 事故等報告書（規則第82条第1項：様式第47）
 - b 火薬類事故報告書（要綱29：第9号様式）、事故現場見取図（要綱29）の写し
 - c 資料：現地調査書、法令違反の状況、行政処分の手配、措置状況等
 - ② 提出時期 発生した日から起算して10日以内（要綱29）

19 公安委員会の意見聴取（法第52条第1項、令第13条）

都道府県知事は、譲渡、譲受又は消費の許可をしようとするときは、令第13条で定めるところにより、都道府県公安委員会（警察）の意見を聴かなければならない。

- (1) 都道府県公安委員会の意見を聴く場合（令第13条）
 - ① 火薬類の譲渡し又は譲受けの当事者のいずれもが火薬類の製造業者又は販売業者以外の者である場合において、法第17条第1項（譲渡、譲受）の許可をしようとするとき。
 - ② 火薬類の消費が交通頻繁な道路、公衆の集合する場所若しくはこれらの周辺の土地又は市街地において行われる場合において、法第25条第1項（消費）の許可をしようとするとき。
 - 「交通頻繁な道路」：国道、市町村道というようにはっきり区別はできないが、深夜等を除いて常時車両の通行がとだえることのないような道路
 - 「これらの周辺の土地」：爆発事故が起こった場合に道路や公衆の集合場所に災害が及ぶような地域
 - ③ ①、②に掲げる場合のほか、当該火薬類の譲渡し若しくは譲受け又は消費が公共の安全の維持に重大な関係を有すると認められる場合において、法第17条第1項又は法第25条第1項の許可をしようとするとき。
 - 「火薬類の譲渡、譲受又は消費が公共の安全の維持に重大な関係を有すると認められる場合」：大震災等の非常災害の場合
- (2) 提出書類
 - ① 火薬類譲渡（譲受）消費許可に関する意見聴取書（要綱30：第10号様式）
 - ② 譲渡（譲受、消費）許可申請書及び関係書類の写し（要綱30）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出時期 消費の開始される日の10日前まで（要綱30）

20 公安委員会等の措置要請（法第52条第4項）

国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

- (1) 措置の内容
 - ① 公共の安全又は海上の安全の維持に支障を及ぼすこととなっている危険を排除するに適当なものでなければならず、また排除するに足る必要の程度を超えるものであってはならない。
 - ② 措置を要請する場合には、危険の事実を示し、必要な理由を明らかにしなければならない。
 - ③ 事実及び理由を示し、特に措置を指定せず何らかの措置をとることを要請してもよい。
- (2) 措置を受けた後の対応
 - ① 地方振興局への送付
消防保安課は、公安委員会等から措置要請を受けたら該当地方振興局へ送付する。
(公安委員会等から地方振興局へ直接要請される場合もある。)
 - ② 措置の実施等
該当地方振興局は、独自の判断と自らの責任において措置をとるか否か、またどのような措置をとるかを決定する。この際、公安委員会等からの見解を尊重する。
 - ③ 措置結果等の報告
該当地方振興局は、措置結果等について消防保安課に報告する。
 - ④ 措置結果等の通知
消防保安課は、措置結果等について公安委員会等へ通知する。

21 危険時の措置（法第39条、規則第87条）

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、その火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者は、直ちに応急の措置を講じなければならない。

また、これらの事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官に届けなければならない。

「危険な状態」、「異常」：ダイナマイトの凍結、不発等、通常の実業活動を行うに当たって当然予想される種類の危険又は異常は含まない。

- (1) 応急措置の内容（規則第87条）
 - ① 火薬庫に関する応急措置
 - a 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。
 - b 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずること。
 - c a、bに規定する措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて附近の住民に避難するよう警告すること。
 - ② 火薬類に関する応急措置
 - a 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能もしくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄すること。

- (2) 届 出 先 警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官
- (3) 届出があった後の対応
 - ① 警察官等からの通報（法第52条第5項）
警察官等に危険事態の届出があった場合、警察官は、都道府県知事に通報しなければならない。
 - ② 地方振興局への送付
消防保安課は、警察官等から通報を受けたら該当地方振興局へ送付する。（警察官等から地方振興局へ直接通報される場合もある。）
 - ③ 応急措置の実施確認等
該当地方振興局は、火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者が、危険時の応急措置を行ったかどうか確認する。
 - ④ 措置結果等の報告
該当地方振興局は、措置結果等について消防保安課に報告する。

22 火薬類安定度試験結果の報告（法第36条第1項）

火薬類を輸入した者又はその製造後経済産業省で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、経済産業省令で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、かつ、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

- (1) 安定度試験を実施すべき火薬類の期間（規則第57条）
 - ① 硝酸エステル及びこれを含有する火薬又は爆薬にあつては、製造後1年
 - ② 硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後3年
 - ③ ①の火薬又は爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後2年以上を、②の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後3年以上を経過したものとみなす。
- (2) 安定度試験（規則第58条）
 - ① 硝酸エステル及びこれを含有する火薬又は爆薬
 - a 製造後1年以上を経過したもの
年に1回遊離酸試験又は耐熱試験を行う。
 - b 製造後2年以上を経過したもの
製造年月日から2年を経過した月から3箇月ごとに1回耐熱試験を行う。
 - c 製造年月日不明のもの
入手直後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、3箇月ごとに1回耐熱試験を行う。
 - ② 硝酸エステルを含有しない爆薬
 - a 製造後3年以上を経過したもの
年1回遊離酸試験を行う。
 - b 製造年月日不明のもの
入手後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後、年1回遊離酸試験を行う。
 - ③ 硝酸エステルを含有しない爆薬の遊離酸試験において4時間以内に青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するものについては、加熱試験を行うこと。
- (3) 提 出 先 当該火薬類所在場所を管轄する地方振興局

- (4) 提出部数 正本1部
- (5) 提出書類 火薬類安定度試験結果報告書(規則第64条、細則第14条：第21号様式)
- (6) その他
 - ① 安定度試験の実施義務者
火薬類を輸入した者と、製造後の一定年月を経過した火薬類の所有者（他人の所有にかかる火薬類を委託を受けて所持又は貯蔵している者は含まない。）
 - ② 試験の委託
実際に試験を行う場合には、他に委託してもよい。

23 火薬類安定度試験実施命令（法第36条第2項）

知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、法第36条第1項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができる。

- (1) 実施命令書の交付 「福島県指令」の形式による。（地方振興局長が火薬類所有者に対し交付する。）

24 譲受消費許可申請の特則（規則第90条の2）

譲受及び消費の許可をする都道府県知事が同一である場合において、消費の許可とあわせて譲受の許可を受けようとする者が、規則第90条の2に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 譲受期間の開始の日の7日前までに行うこと。
- (2) 提出先 消費地（所在地）を管轄する地方振興局
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類
火薬類譲受・消費許可申請書（規則第90条の2：様式第50）のほか、次のような書類が必要になります。

◎建設用びょう打ち銃用空包の場合

No.	必要となる書類	備考
1	建設用びょう打ち銃用空包消費計画書（細則第24条：第33号様式）	
2	公安委員会の銃砲所持許可証の写し（要綱23(2)イ）	
3	公安委員会に届け出た作業従事者名簿の写し（要綱23(2)ロ）	

◎その他の場合

No.	必要となる書類	備 考
1	火薬類消費計画書（細則第24条：第34号様式）	
2	火薬類を取り扱う必要のある者について、必要な保安教育が施されていることを証する書類（要綱23(3)イ）	
3	取扱保安責任者等を選任する場合は、要4(2)に掲げる書類（要綱23(3)ロ）	1月に25kg以上の火薬類を消費する者（法第30条第2項、規則第69条第1項）

(6) そ の 他

- ① 譲受許可証（規則第38条：様式第11）
- ② 火薬類（煙火）消費許可証（細則第25条：第35号様式）
- ③ 許可後の事務
 - a 県公安委員会（所轄警察署経由）への通報（法第52条第2項、令第14条）
 - b 消防保安課への報告
 - c 火薬類許可指示目次の整備（要綱32：第11号様式）

25 定例報告

地方振興局長が知事に行う定例報告は、以下のとおりです。

- (1) 銃砲・火薬類証紙収入報告書（要綱34：第13号様式）：毎翌月10日まで
- (2) 火薬類取締状況報告書（要綱34：第14号様式）：当該事業年度終了後1ヶ月以内

26 収去証（法第43条第1項）

知事は、法の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

(1) 収去できる場合

知事が、この法律の施行に必要な範囲内において災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認める場合。

(2) 収去証（細則第32条：第43号様式）

(3) 収去後の事務

- ① 消防保安課への報告
 - a 収去証の写し
 - b 現地調査書、法令違反の状況、行政処分の手配、措置状況等

X 指定完成検査機関及び指定保安検査機関<本庁所管>

1 指定完成検査機関の指定（法第45条の23、第15条第1項、令第16条第2項）

他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者（指定完成検査機関の指定を受けようとする者）が、法第45条の23に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

「他人の求めに応じ」：「他人」とは、別法人又は別人であることであり、検査を求めると指定完成検査機関との間に資本提携関係があっても「他人」である。ただし、両者の役員に同一人物が就任している場合には、法第45条の25第3号の「法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。」に抵触すると考えられるため、「他人」には該当しない。

(1) 知事が指定する指定完成検査機関

火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、又は、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造するもの、又は、火薬庫に関して、その完成検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関。

(2) 提出先 消防保安課（完成検査を行う製造施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）

(3) 提出部数 正本1部

(4) 提出書類

指定完成検査機関指定申請書（規則第81条の11の3：様式第36）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類（規則第81条の11の3）	備考
1	定款又は寄付行為及び登記事項証明書	
2	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表	
3	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）	
4	次に掲げる事項を記載した書類	

<p>(1) 申請者が法人である場合は、役員又は規則第81条の11の7に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面</p>	<p>その構成割合を記載した書面は、出身団体別の役員の構成、株主構成及び出資の割合が確認できること。</p>
<p>(2) 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別</p>	<p>完成検査に用いる機械器具その他の設備は、必ずしも所有でなく、借り入れであってもよい。ただし、借り入れの場合も、完成検査の実施に支障を及ぼさないよう機械器具を確保し、また、機械器具等の信頼性についても確認しておくことを要する。</p>
<p>(3) 規則第81条の11の5第1項に規定する完成検査を実施する者の氏名及び資格</p>	<p>完成検査を実施する者は、完成検査員にあつては、申請者が雇用する職員又は協力会社が雇用する職員であること。また、統括完成検査員にあつては、申請者が常時雇用する職員（出向者を含む。）であり、かつ、当該指定完成検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職であることを要する。</p>
<p>(4) 完成検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要</p>	
<p>(5) 協力会社を用いて完成検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の①から⑤に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 名称及び所在地 ② 定款又は寄付行為 ③ 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能 ④ 設備検査の実績及び検査能力 ⑤ 完成検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し 	
<p>(6) 完成検査を実施する製造施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。）、所要日数及び1月当たりの検査実施能力</p>	

5	申請者が法第45条の24各号の規定に該当しないことを説明した書面	
6	申請者が規則第81条の11の8各号の規定に適合していることを説明した書類	

(5) そ の 他

- ① 指定基準は、法第45条の25、規則第81条の11の4、第81条の11の5、第81条の11の6、第81条の11の7、第81条の11の8によること。
- ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
- ③ 許可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

2 指定完成検査機関に係る指定の更新（法第45条の26第1項、第15条第1項、令第10条）

指定完成検査機関が、政令で定める期間（5年）ごとに指定の更新を受ける際、法第45条の26第1項に基づいて知事に指定更新の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 消防保安課（完成検査を行う製造施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
 - ① 指定完成検査機関指定申請書（規則第81条の11の9で準用する第81条の11の3：様式第36）
 - ② 指定完成検査機関指定申請書提出時の添付書類（規則第81条の11の9で準用する第81条の11の3）
- (4) そ の 他
 - ① 指定基準は、法第45条の25、規則第81条の11の4、第81条の11の5、第81条の11の6、第81条の11の7、第81条の11の8によること。
 - ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ③ 許可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

3 指定完成検査機関に係る変更の届出（法第45条の28）

指定完成検査機関が、完成検査を行う事業所の所在地を変更しようとする際、法第45条の28に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは次のとおりです。

- (1) 提出時期 変更しようとする日の2週間前までに行うこと。

- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出先 消防保安課（完成検査を行う製造施設又は火薬庫の所在地を管轄する
地方振興局経由）
- (4) 提出書類
指定完成検査機関変更届（規則第81条の11の10：様式第37）
- (5) その他
 - ① 届出受理後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

4 指定完成検査機関に係る業務規程の認可申請（法第45条の29第1項）

指定完成検査機関が、完成検査の業務に関する規程（業務規程）を定め、法第45条の29第1項に基づいて知事に認可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 指定完成検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差しつかえはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定完成検査機関としての業務は実施できない。
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出先 消防保安課（完成検査を行う製造施設又は火薬庫の所在地を管轄する
地方振興局経由）
- (4) 提出書類
 - ① 指定完成検査機関業務規程認可申請書（規則第81条の11の11：様式第38）
 - ② 業務規程（規則第81条の11の11）
- (5) その他
 - ① 認可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ② 認可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備
- (6) 業務規程で定めるべき事項（規則第81条の11の12）
 - ① 完成検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - ② 完成検査の業務を行う場所に関する事項
 - ③ 完成検査を行おうとする製造施設又は火薬庫に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
 - ④ 完成検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
 - ⑤ 完成検査証の交付に関する事項
 - ⑥ 統括完成検査員の選任及び解任に関する事項
 - ⑦ 統括完成検査員及び完成検査員の配置並びに教育に関する事項
 - ⑧ 完成検査を行った製造施設又は火薬庫に係る完成検査の申請書の保存に関する事項
 - ⑨ 完成検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
 - ⑩ 完成検査の実施体制に関する事項

- ⑪ 完成検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
- ⑫ 完成検査の結果の報告の体制及び完成検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、完成検査の業務に関し必要な事項

5 指定完成検査機関に係る業務規程の変更認可申請（法第45条の29第1項）

指定完成検査機関が、完成検査の業務に関する規程（業務規程）を変更しようとする際、法第45条の29第1項に基づいて知事に認可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 消防保安課（完成検査を行う製造施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
 - ① 指定完成検査機関業務規程変更認可申請書（規則第81条の11の11第2項：様式第39）
 - ② 当該変更の明細を記載した書面（規則第81条の11の11第2項）
添付書類として、変更内容について、「変更前」及び「変更後」を対照した新旧条文の対照表を作成する。
- (4) その他
 - ① 認可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ② 認可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

6 指定完成検査機関に係る業務の休廃止の届出（法第45条の30）

指定完成検査機関が、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする際、法第45条の30に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 消防保安課（完成検査を行う製造施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類 指定完成検査機関業務休廃止届（規則第81条の11の13：様式第40）
- (4) その他
 - ① 届出受理後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

7 指定保安検査機関の指定（法第45条の38第1項、第35条第1項第1号、令第16条第2項）

他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者（指定保安検査機関の指定を受けようとする者）が、法第45条の38第1項に基づいて知事に許可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

(1) 知事が指定する指定保安検査機関

① 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、又は、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に係る特定施設、又は、火薬庫に関して、その保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定保安検査機関。

(2) 提出先 消防保安課（保安検査を行う特定施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）

(3) 提出部数 正本1部

(4) 提出書類

指定保安検査機関指定申請書（規則第81条の11の15：様式第41）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類（規則第81条の11の15）	備考
1	定款又は寄付行為及び登記事項証明書	
2	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表	
3	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（保安検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）	
4	次に掲げる事項を記載した書類	
	(1) 申請者が法人である場合は、役員又は規則第81条の11の19に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面	その構成割合を記載した書面は、出身団体別の役員の構成、株主構成及び出資の割合が確認できること。
	(2) 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	保安検査に用いる機械器具その他の設備は、必ずしも所有でなく、借り入れであってもよい。ただし、借り入れの場合も、保安検査の実施に支障を及ぼさないよう機械器具を確保し、また、機械器具等の信頼性についても確認しておくことを要する。

	<p>(3) 規則第81条の11の17第1項に規定する保安検査を実施する者の氏名及び資格</p>	<p>保安検査を実施する者は、保安検査員にあつては、申請者が雇用する職員又は協力が社が雇用する職員であること。また、統括保安検査員にあつては、申請者が常時雇用する職員（出向者を含む。）であり、かつ、当該指定保安検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職であることを要する。</p>
	<p>(4) 保安検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要</p>	
	<p>(5) 協力を社を用いて保安検査を行う場合は、当該協力を社に係る次の①から⑤に掲げる事項</p> <p>① 名称及び所在地</p> <p>② 定款又は寄付行為</p> <p>③ 保安検査に用いる機械器具その他設備の数及び性能</p> <p>④ 設備検査の実績及び検査能力</p> <p>⑤ 保安検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し</p>	
	<p>(6) 保安検査を実施する特定施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力を社を用いる場合は、協力を社の業務の範囲を含む。）、所要日数及び1月当たりの検査実施能力</p>	
<p>5</p>	<p>申請者が法第45条の38第2項において準用する第45条の24各号の規定に該当しないことを説明した書面</p>	
<p>6</p>	<p>申請者が規則第81条の11の20において準用する第81条の11の8各号の規定に適合していることを説明した書類</p>	

(5) その他

- ① 指定基準は、法第45条の25、規則第81条の11の16、第81条の11の17、第81条の11の18、第81条の11の19、第81条の11の20によること。

- ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
- ③ 許可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

8 指定保安検査機関に係る指定の更新（法第45条の38第2項、第35条第1項、令第10条）

指定保安検査機関が、政令で定める期間（5年）ごとに指定の更新を受ける際、法第45条の38第2項において準用する第45条の26第1項に基づいて知事に指定更新の申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 消防保安課（保安検査を行う特定施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
 - ① 指定保安検査機関指定申請書（規則第81条の11の21で準用する第81条の11の15：様式第41）
 - ② 指定保安検査機関指定申請書提出時の添付書類（規則第81条の11の21で準用する第81条の11の15）
- (4) その他
 - ① 指定基準は、法第45条の25、規則第81条の11の16、第81条の11の17、第81条の11の18、第81条の11の19、第81条の11の20によること。
 - ② 許可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ③ 許可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

9 指定保安検査機関に係る変更の届出（法第45条の38第2項）

指定保安検査機関が、保安検査を行う事業所の所在地を変更しようとする際、法第45条の38第2項において準用する第45条の28に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは次のとおりです。

- (1) 提出時期 変更しようとする日の2週間前までに行うこと。
- (2) 提出先 消防保安課（保安検査を行う特定施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類
指定保安検査機関変更届（規則第81条の11の22：様式第42）
- (5) その他
 - ① 届出受理後の事務
 - a 該当地方振興局への通知

b 台帳の整備

10 指定保安検査機関に係る業務規程の認可申請（法第45条の38第2項）

指定保安検査機関が、保安検査の業務に関する規程（業務規程）を定め、法第45条の38第2項において準用する第45条の29第1項に基づいて知事に認可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出時期 指定保安検査機関の指定を受けた後でも指定の申請と同時であっても差しつかえはないが、業務規程の認可を受けた後でなければ指定保安検査機関としての業務は実施できない。
- (2) 提出先 消防保安課（保安検査を行う特定施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出書類
 - ① 指定保安検査機関業務規程認可申請書（規則第81条の11の23：様式第43）
 - ② 業務規程（規則第81条の11の24）
- (5) その他
 - ① 認可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ② 認可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備
- (6) 業務規程で定めるべき事項（規則第81条の11の24）
 - ① 保安検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - ② 保安検査の業務を行う場所に関する事項
 - ③ 保安検査を行おうとする特定施設又は火薬庫に応じた検査項目に係る検査の方法及びその結果の判定方法に関する事項
 - ④ 保安検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
 - ⑤ 保安検査証の交付に関する事項
 - ⑥ 統括保安検査員の選任及び解任に関する事項
 - ⑦ 統括保安検査員及び保安検査員の配置並びに教育に関する事項
 - ⑧ 保安検査を行った特定施設又は火薬庫に係る保安検査の申請書の保存に関する事項
 - ⑨ 保安検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
 - ⑩ 保安検査の実施体制に関する事項
 - ⑪ 保安検査に係る協力会社との関係、業務の区分、責任の所在等に関する事項
 - ⑫ 保安検査の結果の報告の体制及び保安検査の記録を記載する報告書の様式に関する事項
 - ⑬ 前各号に掲げるもののほか、保安検査の業務に関し必要な事項

11 指定保安検査機関に係る業務規程の変更認可申請（法第45条の38第2項）

指定保安検査機関が、保安検査の業務に関する規程（業務規程）を変更しようとする際、法第45条の38第2項において準用する第45条の29第1項に基づいて知事に認可申請を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 消防保安課（保安検査を行う特定施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類
 - ① 指定保安検査機関業務規程変更認可申請書（規則第81条の11の23第2項：様式第44）
 - ② 当該変更の明細を記載した書面（規則第81条の11の23第2項）
添付書類として、変更内容について、「変更前」及び「変更後」を対照した新旧条文の対照表を作成する。
- (4) その他
 - ① 認可指令書は、「福島県指令」の形式によること。
 - ② 認可後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

12 指定保安検査機関に係る業務の休廃止の届出（法第45条の38第2項）

指定保安検査機関が、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする際、法第45条の38第2項において準用する第45条の30に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 提出先 消防保安課（保安検査を行う特定施設又は火薬庫の所在地を管轄する地方振興局経由）
- (2) 提出部数 正本1部
- (3) 提出書類 指定保安検査機関業務休廃止届（規則第81条の11の25：様式第45）
- (4) その他
 - ① 届出受理後の事務
 - a 該当地方振興局への通知
 - b 台帳の整備

附 則（平成20年3月25日）

本実務マニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月6日）

本実務マニュアルは、改正の日から施行する。